

④ 中小企業事業資金利子補給金の申請を受け付けます

市では、中小企業の振興を図るため、笠間市融資制度（自治金融・振興金融）を利用している事業者に対して、支払利子の一部を補給金として交付します。対象となる方には、1月下旬に通知を送りますので申請してください。

日時 2月26日（火）～28日（木）午前9時～午後5時

場所 市役所本所 1階 商工観光課（笠間市中央3-2-1）

必要書類 利子補給金交付申請書、納税証明書

※対象でない方、また対象者であっても申請がない場合や市税に未納がある場合などは、利子補給金は交付できません。

※3月1日（金）以降は、いかなる理由でも利子補給金の交付申請はお受けできませんので、ご了承ください。

問 商工観光課（内線510）

⑤ 歯周疾患検診を実施します

市では、40歳・50歳・60歳・70歳の方を対象に、歯科医院で個別に受ける歯周疾患検診を実施しています。定期的に歯科医院を受診していない方は、この機会に受診しましょう。

場所 市内の契約歯科医院（要予約）

対象 笠間市に住所を有する40歳、50歳、60歳、70歳の方

40歳：昭和53年4月1日から昭和54年3月31日までに生まれた方

50歳：昭和43年4月1日から昭和44年3月31日までに生まれた方

60歳：昭和33年4月1日から昭和34年3月31日までに生まれた方

70歳：昭和23年4月1日から昭和24年3月31日までに生まれた方

※受診する時点で通院（治療）中の方は、検診の対象になりません。

検診料金 900円（自己負担）

※検診結果に基づく治療を行う場合は、後日別途保険診療となるため、受診料がかかります。

受診方法 市内の契約歯科医院に予約をして、受診してください。

※契約歯科医院については、市ホームページをご覧ください。

40歳・50歳の方：保健センターから送付された受診券（はがき）を持参してください。

60歳・70歳の方：保健センターへ申し込み後、保健センターから郵送される実施通知書（問診票）を持参してください。

検診期限 3月31日（日）

申・問 保健センター（笠間市南友部1966-1） Tel 0296-77-9145

急な病気で心配なとき、医療機関をお探しのときはご利用ください。

子ども救急電話相談 #8000 または Tel 03-5367-2367

おとな救急電話相談 #7119 または Tel 03-5367-2365

救急医療情報コントロールセンター Tel 029-241-4199